

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年8月8日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 佐藤 匡延

1. 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 不正プログラム対策ソフトウェア 4,240本
- (2) 調達物品の仕様 購入仕様書による。
- (3) 納入期間 購入仕様書による。
- (4) 納入場所 購入仕様書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売」の業種「電子計算機類」又は「その他」の資格保有者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

- ① 直接交付
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノウエイブ1006階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部調達課
電話 045-277-0133
FAX 045-277-0218
- ②宅配便着払いによる交付
任意書式に「不正プログラム対策ソフトウェア 4,240本入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③メールによる交付
任意書式に「不正プログラム対策ソフトウェア 4,240本入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に關し質疑がある場合には、令和6年8月19日までに上記③あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表する

ことにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も隨時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 応札仕様書の提出

(1) 提出期限

令和6年8月23日 12時00分

(2) 提出場所

3. ①に同じ。

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和6年8月28日 14時00分

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノウェイブ100
国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和6年8月28日 12時00分

3. ①に同じ。

7. その他の

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せて、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構O.B.）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願ひいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：<https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/kouteikikenkyuhifuseiboushi.html>）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となつた場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

1. 品名 不正プログラム対策ソフトウェア
2. 数量 4, 240本
※OS別の数量内訳は以下のとおり。()内は水産大学校利用分。
①PC (Windows/Mac OSX) 4,000本 (460本)
②Windows Server 80本 (3本)
③Linux 80本 (6本)
④iOS/iPadOS/Android 80本 (10本)
3. ライセンス利用期間 2. ①~③：令和6年9月7日から令和7年9月6日
2. ④：令和6年10月1日から令和7年9月30日
4. 納入期限 2. ①~③：令和6年9月6日
2. ④：令和6年9月30日
5. 納入場所 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノウェイプ100 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
6. 仕様 1) 現在当機構にて利用中の当該ソフトウェアは、WithSecure Corporation の WithSecure Elements EPP シリーズである。これ以外のソフトウェアを選択して納品する場合には、ライセンス利用開始日よりソフトウェアが利用できるよう、環境（以下、●参照）の準備等を契約締結日以降から整え、ライセンス利用期間開始日までに準備しておくこと。また、新たにサーバ構築が必要な場合には、サーバ環境（現在利用しているソフトウェアからのユーザーデータやデバイスデータの移行や、システム管理者用の管理画面等を含む）を構築すること。その他、不正プログラム対策ソフトウェアが利用できない期間がないよう提供すること。その際にかかる一切の費用も本調達に含むこと。
- 環境について
- ・職員等がライセンス利用開始日よりソフトウェアを利用するための準備ができる作業手順書の作成※1,2
 - ・ソフトウェア利用のための環境構築や各種テスト
 - ・システム管理者向けの管理画面研修資料の作成
- ※1 基本的なパソコンスキルしか持たない職員がそれを読んで間違いなく作業を完了できる手順書（対象端末のOS全てに対応したもの）
- ※2 システム管理者が管理画面を操作してライセンス管理等のシステム運用ができるための手順書

2) コンピュータウィルスなどの悪意のある不正プログラムを検出し、これらの機能を解除または働きを阻止し、あるいはそれらを削除する機能を有すること。詳細な必須機能は、別紙一覧のとおり。

3) 以下に記載する全ての OS に対応可能な不正プログラム対策ソフトウェアとすること。

※対象 OS : Windows 10/11、Windows Server2016 以降、Mac OS 12 以降、Linux (CentOS7.3 以降/RHEL7.3 以降/Ubuntu18.04 以降かつ現在もサポートされているバージョン)、iOS/iPad OS 15 以降、Android 11 以降

4) 水産大学校で利用する本数については、アカデミックライセンスでの提供が可能であれば、アカデミックライセンスで提供すること。

5) ライセンス利用期間内に本項 3) 記載の対象 OS がメジャー アップデート等により後継 OS がリリースされた際は、本ソフトウェアにおいても後継 OS に遅滞なく対応したものを提供すること。

6) ユーザーライセンスの場合、3 デバイス以上／ライセンスの登録がされること。

7) 2. ①~④に対応した同一メーカーのソフトウェアを納入し、1 つの管理画面で全てを管理できるものにすること。

7. そ の 他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

以上

必須機能一覧

機能・要件	OS			
	【A】 Windows (PC、Server)	【B】 Mac	【C】 Linux (CentOS/RHE L/Ubuntu含む)	【D】 iOS/ iPadOS/ Android
I. ウイルス対策管理機能要件(対象:A、B、C)				
1 ブラウザを利用してクラウドから管理端末の一元管理を行えること。	○	○	○	
2 Active Directoryと連携が行えること。	○	○		
3 管理コンソールから端末の状況(パターンファイル適用状況やマルウェア検知状況)を確認できること。	○	○	○	
4 端末機能の設定をクラウドベースの管理サイトから設定できること。また、その設定は個別もしくは複数の端末に同時に適用できること。	○	○	○	
5 視覚的なダッシュボードを有し、セキュリティの状態と優先度が分かること。	○	○	○	
6 グラフィカル・レポートを有すること。	○	○	○	
7 ホスト型ファイアウォールの制御が可能であること。	○	○		
8 マルウェア検知時にメール通知できること。	○	○	○	
II. 端末ウイルスチェック機能要件(対象:A、B、C)				
1 通信先(HTTP・HTTPS)のドメインを評価でき、マルウェアに感染するような危険なWebサイトをブロックする機能を有すること。	○	○		
2 ウイルス検出時にユーザに対してポップアップ通知を表示することが可能であること。	○	○		
3 ファイルの入出力を監視し、リアルタイムにウイルスの検出・処置が可能なこと。	○	○	○	
4 ファイルの入出力を監視し、リアルタイムにスパイウェアの検出・処置が可能なこと。	○	○	○	
5 ルートキットの検出・処置が可能なこと。	○	○	○	
6 ファイル展開後も、システム動作の監視と制限を行い、不正にシステムが変更されるのを検知・ブロックできること。	○	○	○	
7 ギャンブル、ショッピングなどのカテゴリによるURLへのアクセスを制御できること。	○	○		
8 Webサイト閲覧時に、あらかじめ登録したURLへのアクセスを許可または拒否できること。	○	○		
9 コンテンツフィルタリング機能により、WebサイトでのFlash、Java等のプログラムの実行を禁止できること。	○			
10 スケジュールスキャンやマニュアルスキャン機能を有すること。	○	○	○	
11 自動更新機能を有すること。	○	○	○	
12 感染ファイルを検出時に勝手に削除せず、隔離する機能があること。	○	○	○	
13 端末側のソフトウェアをPC管理者権限があっても勝手にアンインストールできないようにするか、パスワードを使って制限できること。	○	○		
14 端末側のソフトウェア設定をPCの管理者権限があっても勝手に設定変更できないようにすること。	○	○	○	
15 HTTP Proxy を経由し製品がインターネット接続可能なこと。	○	○	○	
16 新種・亜種などの未知のマルウェアを検出可能なこと。	○	○		
III. iOS/Androidの機能要件(対象:D)				
1 ブラウザを利用してクラウドから管理端末の一元管理を行えること。				○
2 管理画面にて利用するデバイスを登録し、ユーザーへインストールに必要な情報をメール等にて通知できること。				○
3 端末機能の設定(VPNやブラウザの保護、マルウェア保護(Androidのみ)等)をクラウドベースの管理サイトから設定できること。また、その設定は個別もしくは複数の端末に同時に適用できること。				○
4 視覚的なダッシュボードを有し、セキュリティの状態が分かること。				○
5 ファイル／アプリケーションのマニュアルスキャン及びダウンロード時の自動スキャンができること。(Androidのみ)				○
IV. 運用要件(対象:A、B、C、D)				
1 保守を請け負うものが遠隔からの管理が可能なこと。	○	○	○	○
2 組織外でPCやiOS/Android端末を利用する際、最新のコンポーネントがインターネット上から取得できる機能を有すること。	○	○	○	○
3 製品の機能のみで、マルウェア感染時など必要に応じて、遠隔操作によりエンドポイント端末をネットワークから隔離できること。また隔離したものを遠隔操作により、元のネットワークに再接続できること。	○	○		
4 遠隔操作により調査に必要な診断情報の取得ができること。	○			
5 ソフトウェア自身の自動アップグレードが行えること。	○	○	○	○
6 ライセンス更新、追加時に作業が発生しないこと。	○	○	○	○
7 登録されているデバイス一覧を管理画面からcsv等の編集可能な形式でダウンロードできること。	○	○	○	○